

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中土佐町	上ノ加江・矢井賀地区(笹場・押岡・大川内・山内・網代・小矢井賀・矢井賀)	令和3年3月23日	令和6年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	110.00ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	99.18ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	41.96ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	14.51ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.12ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農業従事者の高齢化が進んでおり、今後、地域農業の担い手が不足してくる。新たな農地の受け手の確保が必要。
今後中心経営体を引き受けける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、13.98ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

笹場地区
集落の農地利用は、中心経営体である営農組合が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
また、上記での対応が困難な場合は、他地区の営農組織や法人等の連携を含めて対応する。

押岡・大川内・山内・網代・小矢井賀地区
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
また、上記での対応が困難な場合は、他地区の営農組織や法人等の連携を含めて対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。